

# 水 土 里 レ ポ ー ト

投稿月日	令和8年2月18日
タイトル	地域資源保全管理構想の作成に向けた地域検討会
水土里レポーター名	小野寺 孝 ー 北海道ふるさと・水と土指導員（北海道当麻町）

令和8年2月17日（火）「当麻町公民館まとまーる」において『地域資源保全管理構想の作成に向けた地域検討会』が開催されました。  
はじめに舟山仁志代表の挨拶後、次の項目等の説明がありました。

参加者：89名



- 地域で保全管理していく農用地及び施設
  - 令和8年度から緑郷、開明地区が加入し、全町一本化
  - (1) 農用地

田 1, 833 ha  
畑 351 ha  
遊休農用地 0 ha

(2) 水路、農道

水路 514.2 km  
農道 90.1 km

2. 地域の共同活動で行う保全管理活動

(1) 農用地について行う活動

- ・遊休農用地発生状況確認のための見回りと農用地の畦畔及び法面の点検、機能診断を毎年4月に実施し、活動計画の策定を行う。（役員が対応）
- ・遊休農用地発生防止のための保全管理(除草等)を行う。
- ・畦畔、法面破損の初期補修を行う。
- ・農用地の畦畔、法面の草刈りは、年に3回以上5月～9月に行う。
- ・異常気象で警報の発令時は、IP告知放送（スマホ）で構成員に「田んぼダム」の協力を促す。
- ・「田んぼダム」実施の迅速化及び、防災、減災力強化を図るため、「水田落口」を交換していく。

(2) 水路、農道について行う活動

【水路】

- ・水路及び付帯施設の破損、泥の堆積状況等の点検、機能診断を毎年4月に行う。（役員が対応）
- ・水路の浚渫を4月下旬～5月上旬に行う。（2戸以上で…）
- ・水路及び付帯施設周辺草刈りを年2回以上5月～9月に行う。
- ・5月～8月の通水時には配水管理を行う。（日誌を付ける）
- ・水路の目地詰め等の軽微な補修を行う。

(3) その他

- ・鳥獣害防止対策（アライグマ駆除）に取組み、将来にわたり農作物の被害低減に努める。（令和7年は99頭駆除）

【農道】

- ・4月に農道の路肩及び法面の点検、機能診断を行う。
- ・農道の路肩及び法面の草刈りを年2回以上5月～9月に行う。
- ・農道の砂利補充及び破損個所の軽微な補修を行う。10月中旬～下旬（2～3日間）



3. 地域の共同活動の実施体制

(1) 組織の構成員、意思決定方法

①組織の構成員

- ・農業者164名、農業者以外112名、自治会、13名、土地改良区1名の計290名で構成されている。

②今後の農業経営(水田)

- ・町内で地域によっては1970年代から区画整理(30a)をしていたが、高齢化、農業者減少等により営農に支障を来すので、国営、道営事業で水田の大型化が必須。町・土地改良区と協議していきたい。